○茨城県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント手続実施要綱

平成23年10月24日

告示第25号

（目的）

第１条　この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民等の参画による開かれた広域連合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　パブリックコメント手続　広域連合行政に係る基本的な計画等（以下「計画等」という。）を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を住民等に公表し、これに関して提出された意見又は情報（以下「意見等」という。）を考慮して計画等を定めるとともに、意見等に対する広域連合の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2)　住民等　次に掲げるものをいう。

ア　広域連合の区域内に住所を有する者

イ　広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ　広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ　広域連合の区域内に存する学校等に在学する者

オ　その他広域連合長が必要と認めるもの

（対象）

第３条　パブリックコメント手続は、次に掲げる計画等の策定又は改定を対象に行うものとする。

(1)　広域計画その他広域連合の基本的政策を定める計画

(2)　前号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続が必要であると広域連合長が認めるもの

（適用除外）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(1)　法令及び条例に基づき策定又は改定をする計画等で、当該法令等に住民等からの意見等の聴取に関する手続が定められている場合

(2)　迅速性又は緊急性を要し、パブリックコメント手続を行うことが困難である場合

(3)　住民等の意見等を考慮することについて広域連合長に裁量の余地がないと認められる場合

(4)　計画等の内容が軽微なものである場合

（公表）

第５条　広域連合長は、計画等の策定又は改定をしようとするときは、あらかじめ計画等の案を公表し、広く住民等から意見等を求めるものとする。

２　広域連合長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するよう努めるものとする。

(1)　計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2)　計画等の案の概要

(3)　その他必要な資料

３　広域連合長は、第１項の規定により計画等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出期間、提出方法その他意見等の提出に係る必要な事項を明示するものとする。

４　前３項の規定による公表は、広域連合長が指定する場所での閲覧若しくは配布又は広域連合のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

（意見等の提出）

第６条　意見等の提出期間は、原則として30日以上とするものとし、住民等が計画等の案についての意見等を提出するために要する時間等を考慮して広域連合長が定めるものとする。

２　意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他広域連合長が定める方法とする。

３　広域連合長は、意見等を提出する住民等に対し、氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先等を明記するよう求めることができる。

４　広域連合長は、計画等の案についての意見等を提出した住民等の氏名、名称その他当該住民等の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表するときに明示しなければならない。

（意見等の取扱い）

第７条　広域連合長は、提出された意見等を考慮して、計画等の策定又は改定について意思

決定を行うものとする。

２　広域連合長は、前項の規定により計画等の策定又は改定について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要とこれらに対する広域連合長の考え方を公表しなければならない。ただし、意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、広域連合長の考え方を公表しないことができる。

３　広域連合長は、第１項の規定により計画等の案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。

４　広域連合長は、提出された意見等のうち、公表することにより住民等の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

５　第２項及び第３項の規定による公表の方法については、第５条第４項の規定を準用する。

（個人情報の保護）

第８条　広域連合長は、収集した個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に従って適切に取り扱わなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この告示は、平成23年10月24日から施行する。

附　則（令和５年告示第19号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。